

中小企業の人材育成と助成金活用セミナー

## 第二部

# 中小企業の助成金活用 2023年度版

神奈川働き方改革推進支援センター

社会保険労務士 桐生 英美



# プロフィール

## 桐生 英美(きりう ひでみ)

日本経営サポート株式会社 代表取締役

社会保険労務士

1962年、東京生まれ。

企業での人事採用経験25年、採用面接2000人超結果にコミットする「採用力強化アドバイザー」です！

- 富士通グループで人事採用を担当し、入社10年間で、グループで1000人規模の技術者集団づくりに従事する。
- 社会保険労務士試験に1995年合格(勤務社労士として登録)
- Samsungで人材教育と採用を担当。その後、アメリカ系企業に移籍し、人事及び採用に従事。
- 2度のM&Aに遭遇し、自社社員のリストラと、自らもリストラを経験。
- ITベンチャー企業で総務部長を辞し、2009年に社労士事務所を開業。
- 日本経営サポート株式会社設立 代表取締役に就任  
25年の民間企業での人事総務の経験を活かし、社長のアドバイザー【社外総務人事部長】として活躍している。

趣味のハーレーで、顧客訪問することもある「異色の採用力強化アドバイザー」



# 講演・講習・研修



ハーレー社労士君

## ○東京商工会議所

- ☆欲しい人材を引き寄せる「採用力育成」セミナー(豊島支部・足立支部、江東支部)
- ☆働き方改革解説セミナー(足立支部) ☆職場のハラスメント対策セミナー(杉並支部)

## ○東京しごと財団

- ☆中小企業のための「採用力育成」ノウハウセミナー

## ○株式会社エヌジェイハイテック

- ☆欲しい人材を採用・定着させるノウハウセミナー

## ○奄美大島雇用創造協議会

- ☆欲しい人材を引き寄せる「採用力育成」セミナー

## ○建通新聞社

- ☆欲しい人材が採れる！採用のお悩み今すぐ解消セミナー(オンライン開催)

## ○横浜市経済局

- ☆「育児・介護休業法」「女性活躍・ハラスメント規制法」について(オンライン開催)

## ○厚生労働省委託事業

- ☆派遣先責任者講習(東京)
- ☆介護労働者雇用管理責任者講習 (東京・埼玉・神奈川・千葉)
- ☆労働契約等解説セミナー (神奈川)
- ☆職場のハラスメント対策セミナー(神奈川)
- ☆新規起業就業環境整備セミナー (東京・神奈川)
- ☆同一労働同一賃金について など



# マスコミ等掲載



大同生命広報誌  
(2021年2月号)



人事マネジメント  
(2010年7月号)



チバテレビ  
(2017年1月7日放送)



BIG MACHINE  
(2010年5月号)



週刊ポスト  
(2021年1月15日22日号)



近代中小企業  
(2012年1月号)



建通新聞  
(2022年4月27日)

# ▶セミナーの趣旨

## 助成金に関する相談を多く頂きます！

- ・友人の会社が助成金を受け取ったらしいんだけど、うちも・・・
- ・ハローワークや労働局に行ったことはあるけれど助成金の案内は一度も・・・
- ・最近、研修会社等から営業(FAXDM・TELアポ)があるが、信用できるか不安だ・・・
- ・助成金は申請の準備が大変で割に合わない・・・
- ・過去に助成金を申請したけど結局もらえず・・・
- ・人手不足・人材の定着が今後難しくなると感じており、有効な手段を知りたい・・・



# 1. 助成金とは？

# ▶そもそも助成金とは？

## ① 労働環境の整備

助成金は、**労働環境の整備**や研修を行う場合に受け取る事ができます。会社存続、トラブル回避、法令順守等の為にも、助成金を活用する事ができます。

## ② 返済不要

助成金の財源は事業主が国に納めている**雇用保険の一部**が利用されています。そのため、助成金は**返済不要**です。

## ③ 雑収入扱い

受け取った助成金は、売上ではなく、**雑収入**になります。  
(経常利益率10%の場合)50万円受給を売上換算すると、500万円の売上があった事とみなせます。

## ④ 貰える可能性大

国や地方自治体、財団等から様々な助成金が出ています。一方で、助成金の情報は随時更新されると同時に、予算が決まっているため、早く申請に動かなければいけません。情報収集が助成金に関しては最も重要と言えます。

# ▶参考：助成金の財源

助成金の財源は事業主が国に納めている**雇用保険の一部**が利用されています。

## <令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業		<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業		<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)



# ▶ 補助金との違い

	助成金	補助金
関連省庁	厚生労働省	経済産業省や外郭団体
支援金数	30~40種類	3,000種類以上
対象	採用・研修・労務管理等	新技術・新製品・新サービス
公募時期	随時	年1回がほとんど
受給額	1万~500万円	500万円~5,000万円 が中心
受給時期	申請認定後	開発実施後
倍率	要件を満たせば受給	約10倍

# ▶助成金の受給対象となる企業

## 受給対象となる事業主（事業主団体を含む）

- 雇用保険適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

### 審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の現地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

○ 雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

# ▶助成金申請における注意点

## ① 知らないと貰えない！

会社が要件に当てはまるかどうかを自分で確認して、申請するしかありません。そのため常に助成金の最新情報をチェックしておく必要があります。

## ② 受給要件や申請期限が管理しなければいけない！

申請期限を過ぎての受理は一切認められません。タイミングを間違えてしまうと貰えない助成金もありますので注意が必要です。助成金は申請手続きが煩雑なので、初めての方は要注意です。

## ③ 申請してすぐに受給出来ない！

一定の期間が経過しないと申請出来ない助成金もあり、労働局の確認・審査に多くの時間を要します。  
(例:制度導入・実施後6カ月後に申請、さらに6カ月後に審査の上受給)

# ▶助成金活用の考え方

**助成金**の種類は毎年変わります！  
「目的」や「意義」を確認しましょう

助成金が新しくなった！

金額が高そうなものを  
やってみよう！

自社の成長には  
何が使えそうかな？



助成金の捉え方で企業の「その後」が大きく変わります…

# ブラック企業化

労務管理が進まず、  
助成金の種類が変更される度に  
いつも申請が大変な企業に…

長時間  
労働

メンタル  
不調

採用難

離職増加

# ホワイト企業化

労務管理がスムーズで、  
助成金の種類が変わっても  
ストレスなく受給できる企業に！

助成金  
受給

定着率  
アップ

求職者  
増加

やる気  
アップ

## 2. 助成金について

人材育成に関連するもの  
を中心にお伝えします。

# おことわり

2023年12月時点の助成金情報です。

現時点で、2024年度も引き続き  
実施される見込みの助成金です。

助成金の金額や条件など細部が変更  
される可能性があります。

# 1. 【令和5年度】「人材育成」に役立つ助成金

---

- ① 人材開発支援助成金(人材育成支援コース)
- ② 人材開発支援助成金(人への投資促進コース)
- ③ 人材開発支援助成金  
(事業展開等リスクリング支援コース)
- ④ 「人材育成」に役立つ助成金比較





# (1)「人材育成」に役立つ助成金

## ① 人材開発支援助成金(人材育成支援コース)

従業員に対し、職業訓練を計画に沿って実施する場合に利用できます。

今年度から特定訓練コース、一般訓練コース及び特別育成訓練コースが一つに統合され、人材育成支援コースとなりました。

対象訓練	対象者	訓練内容
人材育成訓練	雇用保険被保険者	10時間以上のOFF-JT訓練
	有期契約労働者等 ※支給申請前までに雇用保険被保険者になっている必要があります。	
有期実習型訓練		OFF-JT(10時間以上)とOJTを組み合わせた2か月以上の訓練
認定実習併用職業訓練	雇用保険被保険者	厚生労働大臣の認定を受けた訓練で、かつ、OFF-JT(10時間以上)とOJTを組み合わせた6か月以上の訓練

※どちらのコースも定期的なキャリアコンサルティングの実施を就業規則等に定める必要があります。

# (1)「人材育成」に役立つ助成金

## ①人材開発支援助成金(人材育成支援コース)

### 【助成額・助成率】

※( )内は大企業の助成額・助成率

対象となる訓練		OFF-JT 経費助成		OFF-JT 賃金助成 (1人1時間当たり)		OJT 実施助成 (1人1訓練当たり)	
			賃金又は 資格等手 当要件加 算		賃金又は 資格等手 当要件加 算		賃金又は 資格等手 当要件加 算
人材育成 訓練	OFF- JT	<b>45%</b> (30%)	<b>60%</b> (45%)	<b>760円</b> (380円)	<b>960円</b> (480円)	-	-
		60% 有期から 正規に転 換した場 合70%	75% 有期から 正規に転 換した場 合100%				
有期実習 型訓練	OFF- JT +OJT	<b>45%</b> (30%)	<b>60%</b> (45%)				
認定実習 併用職業 訓練		<b>20万円</b> (11万円)	<b>25万円</b> (14万円)				

# (1)「人材育成」に役立つ助成金

## ①人材開発支援助成金(人材育成支援コース)

### 活用例(有期実習型訓練)

● 中小企業が、技術向上のため、有期契約社員3人に、1日8時間、計4日間(期間4週間)の外部研修を受講させた。

● 研修終了後、社内でOJT(期間6週間)を実施した。

● OJT終了後、正社員化した(訓練総計2か月間272時間)。

#### 【1人当たり助成金額の内訳】

- 外部研修受講のOFF-JT経費助成 140,000円
- 外部研修中の労働時間への賃金助成 24,320円(760円×32時間)
- OJT実施への助成 100,000円

---

264,320円

● 訓練終了後、正社員化後に申請し、3人分で約**79.3万円**が支給された。

# (1)「人材育成」に役立つ助成金

## ② 人材開発支援助成金(人への投資促進コース)

従業員に対して教育・訓練を行う「人への投資」を加速化するための訓練コースです。職務に関連した専門的な知識及び技能の習得を目的として、計画に沿って従業員に対する訓練を実施した会社に、訓練経費や訓練期間中の賃金等の一部が支給されます。次の5つの訓練等が用意されています。

デジタル/  
成長分野

### 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成

I T分野  
未経験

### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

I T分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する高率助成  
(OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)

サブスクリプション

### 定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成

自発的  
能力開発

### 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

教育訓練  
休暇

### 長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

厚生労働省「令和5年度版パンフレット(人への投資促進コース)詳細版」より

# (1) 「人材育成」に役立つ助成金

## ② 人材開発支援助成金(人への投資促進コース)

【訓練コースの内容と助成額】 ※( )内は大企業の助成額・助成率

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率(額)	賃金助成額	OJT実施助成額
情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規/ 非正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練(IT分野関連の訓練)	60%〈+15%〉 (45%〈+15%〉)	760円〈+200円〉 (380円〈+100円〉)	20万円 〈+5万円〉 (11万円〈+3万円〉)
高度デジタル人材訓練		高度デジタル訓練(ITスキル標準(ITSS)レベル3、4以上)	75% (60%)	960円 (480円)	—
成長分野等人材訓練		海外も含む大学院での訓練	75% (大企業も同率)	国内大学院の場合 960円 (大企業も同額)	—
定額制訓練		「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)	60%〈+15%〉 (45%〈+15%〉)	—	—
自発的職業能力開発訓練		労働者の自発的な訓練費用を会社が負担した訓練	45%〈+15%〉 (大企業も同率)	—	—
長期教育訓練休暇等制度		長期教育訓練休暇制度(30日以上連続休暇取得)	制度導入経費 20万円 〈+4万円〉 (大企業も同額)	1人1日当たり 6,000円 〈+1,200円〉 (大企業も同額)	—
		所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	制度導入経費 20万円 〈+4万円〉 (大企業も同額)	—	—

## (2)「人材育成」に役立つ助成金

### ③人材開発支援助成金

#### (事業展開等リスキリング支援コース)

会社が従業員に対して、事業展開等の実施計画に基づき、事業化やデジタル・DX化等に必要となる知識や技能を習得させるために、OFF-JT訓練を行った場合に助成されます。

【助成額】 ※( )内は大企業の助成率・助成額

経費助成率	賃金助成額 [1人1時間当たり]
75%(60%)	960円(480円)

※新規事業進出、事業展開等に関する事業展開等実施計画の作成と事前提出が要件となっています。

※本コースは、会社都合により解雇された従業員がいたとしても助成を受けられる場合があります。

※同一の労働者について助成対象となる受講回数は、1年度につき3回までとなっています。

※e-ラーニング、通信制及び育休中の訓練は経費助成のみ対象となり、賃金助成の対象外となります。

が、育児休業中の訓練を除き、当該訓練中は適正に賃金を支払う必要があります。

# (1) 「人材育成」に役立つ助成金 ④「人材育成」に役立つ助成金比較

	人材育成支援コース (有期実習型訓練を除く)	人材育成支援コース (有期実習型訓練)	人への投資促進 コース	事業展開等 リスキリング支援 コース
対象者	雇用保険被保険者	有期契約労働者等	雇用保険被保険者	雇用保険被保険者
研修 時間数	10時間以上(例外有)	総訓練時間142時 間(2か月)以上	10時間以上 (例外有)	10時間以上
研修 形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>OFF-JTのみ</li> <li>OFF-JTとOJT</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OFF-JTとOJT</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OFF-JTのみ</li> <li>OFF-JTとOJT</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OFF-JTのみ</li> </ul>
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>新人研修(マナー研修等が半 分未満の場合)</li> <li>職務内容に沿った実務・専門 研修(例えば経理担当者の会 計実務研修受講等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理容・美容、調理等の 実務・実技研修</li> <li>金型プレス加工等、 製造各工程の作業員 養成研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IT未経験者の即 戦力化研修</li> <li>eラーニング等に よる定額受け放 題(サブスクリプ ション) 研修サー ビス利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規事業等の事 業展開の実施に 必要な専門研修</li> <li>デジタル・DX化 等対応に必要な 専門研修</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>OJT実施状況報告書は受講者本人の作成であることが必要</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>新規事業展開、社 内のデジタル・ DX化等の専門研 修に高率・高額助 成</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業規則等に、定期的なキャ リアコンサルティングの機会 の確保について規定が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者は、支給申請 時よりも前の雇用保 険加入が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の自発的 な研修受講・参加 に対応可能</li> </ul>	



## 2. 助成金申請について



# ▶助成金申請に必要な書類

24

1. 就業規則(育児・介護休業規程)
2. 36協定(時間外・休日労働に関する協定届)
3. 出勤簿・タイムカード
4. 賃金台帳
5. 労働条件通知書または雇用契約書
6. 登記簿謄本

# ▶ 助成金申請に必要な書類

25

1. 就業規則（育児・介護休業規程）

2. 36協定（時間外・休日労働に関する協定届）

助成金毎に必要な書類は異なり

2. 出勤簿・タイムカード

実際には多くの書類の提出が必要です

3. 賃金台帳

4. 労働条件通知書または雇用契約書

5. 登記簿謄本

# ▶よくある申請失敗事例

26

- 労働保険(社会保険)に加入していない
- 最近社員を解雇した(退職勧奨を含む)
- 時間管理を行っていない(タイムカード・出勤簿など)
- 雇用契約書がない(就業規則がない)
- 時給が最低賃金を下まわっている
- 法律で定める残業代はつけていない

助成金の不正受給であったり

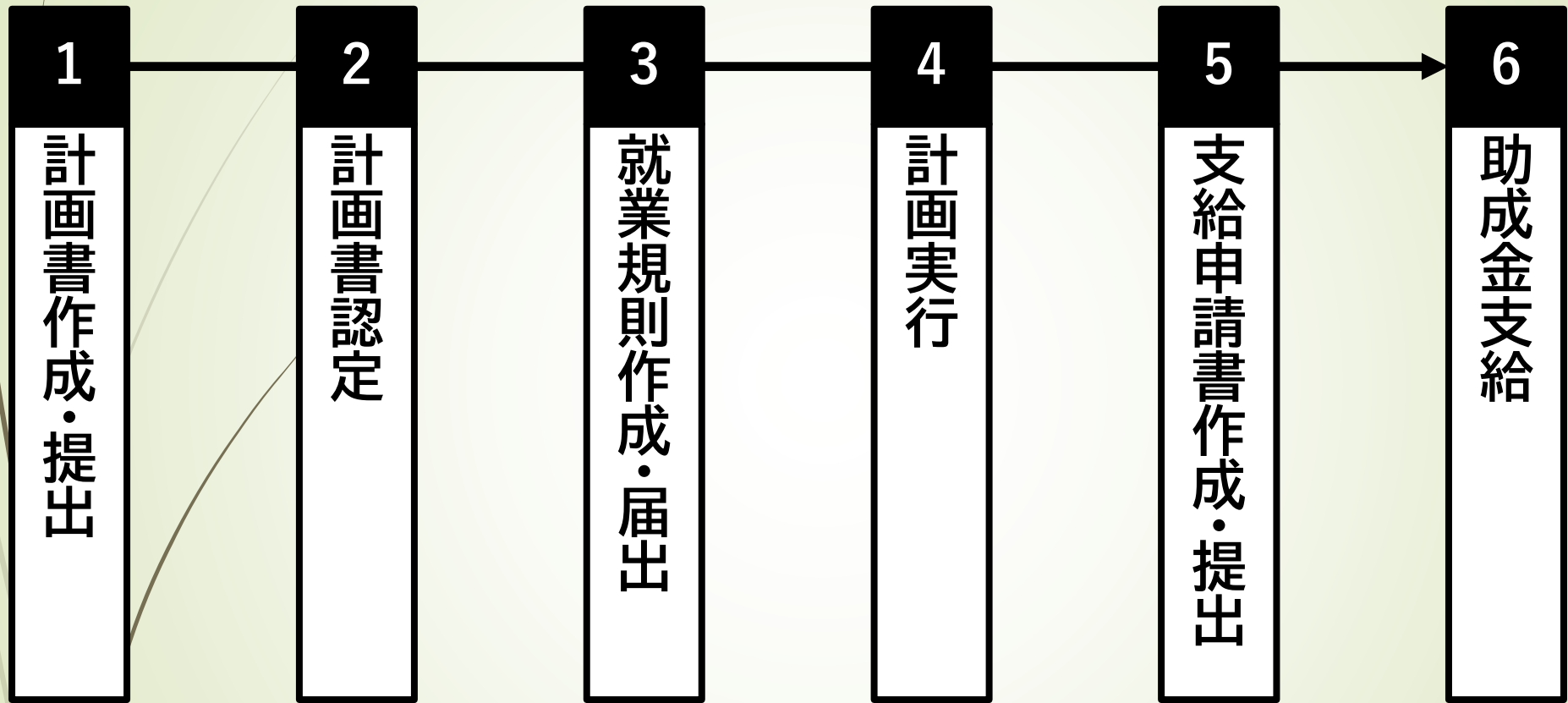
無理をした申請など不正申請が増加している関係から

助成金の不正受給に対する対策が強化されました。

助成金の専門家である社会保険労務士に相談

することをおすすめします。

# ▶ 主な助成金申請の流れ



助成金によって流れは異なります



書類提出後に修正等の対応を求められることがあります

# 神奈川県働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善への対応はお済みですか？

令和5年度 厚生労働省 神奈川県労働局 委託事業

## 神奈川県働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料でご支援**いたします。

悩める経営者の子カラになります！



# ワンストップ 無料相談

以下のお悩みや課題は  
迷わずご相談ください。

- 運輸・建設業の2024年問題！  
どうしたら良いの？
- 同一労働・同一賃金！  
よくわからない？
- 業務効率化から始めたい
- 生産性向上で賃金アップ
- 時間外労働の上限規制
- 活用可能な助成金
- 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

**無料** 個別企業訪問

ご希望日に専門家が貴社を訪問  
またはオンライン対応にて、  
課題解決に向けた支援を行います。

**無料** セミナー・講師派遣

お気軽にご参加いただける  
WEBセミナーやご要望に応じた  
セミナー講師派遣を実施しています。

**無料** 常駐相談

当センター内で、電話・メール・  
来所による相談を行っています。

※オンライン(zoom使用)でのご相談、セミナー開催も対応しています。

## 神奈川県働き方改革推進支援センター

住所が新しく  
なりました 〒231-0015 神奈川県横浜市中央区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 12 階  
受付時間 (平日) 9:00 ~ 17:00

**0120-910-090** FAX. 0120-971-030



WEB ページ

E-mail

神奈川働き方改革推進支援センター kanagawa@task-work.com

<https://hatarakikatakakaku.mhlw.go.jp/consultation/kanagawa/>



裏面は無料出張相談申込票になっております。E-mail または FAX でもお申込みいただけます。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業  
(厚生労働省 神奈川県労働局 委託事業)

## 専門家による無料出張相談 申込票

神奈川県働き方改革推進支援センター 宛 kanagawa@task-work.com

申込日: 年 月 日

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署 ・ 役職	/
電 話 事業所/携帯	( ) -	( ) -	
メールアドレス	@		
相談希望日時 (専門家を選定しま すので、1~2週 間後で日程設定く ださい。)	(○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整 <input checked="" type="checkbox"/> でも結構です) 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から <input type="checkbox"/> 専門家と後日調整		
相談内容 (最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務の効率化 <input type="checkbox"/> 時間外労働、36 協定 <input type="checkbox"/> パート、アルバイト、派遣社員の 「同一労働同一賃金」 <input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 給与体系・就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 人材不足対応(育成含む) <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 助成金全般 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業制度の整備 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇		
特に相談したい内容をご記入ください。(専門家も準備ができます。)			

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒231-0015 神奈川県横浜市中央区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 12 階  
☎ 0120-910-090 ✉ kanagawa@task-work.com ☎ 0120-971-030  
神奈川県働き方改革推進支援センター